

生駒市立生駒南第二小学校 いじめ防止基本方針

はじめに（いじめに対する学校の方針）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このことから、本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、児童一人一人に「いじめを決して行わない」「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、児童が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

1. いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

（2）いじめの認識

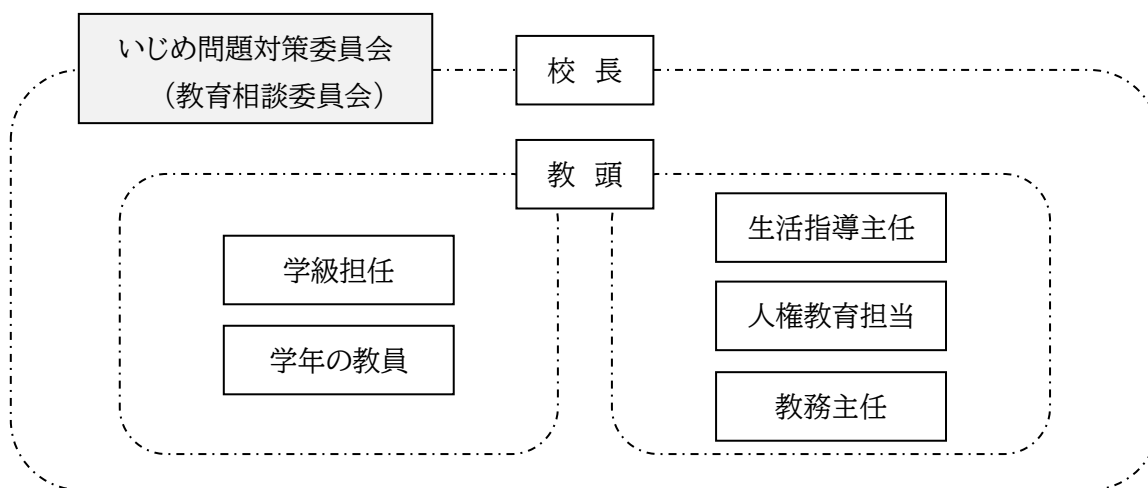
- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめの加害児童・被害児童は入れ替わることが起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな児童を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に児童全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。
- 「些細な事」「遊びの中の出来事」と安易に判断せず、いじめを見逃さない。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

2. いじめ防止のための体制

(1) いじめの防止等のための組織〈22条〉

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を以下に定める。

- 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。
- 委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実に行之、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。



いじめ問題対策委員会

22条

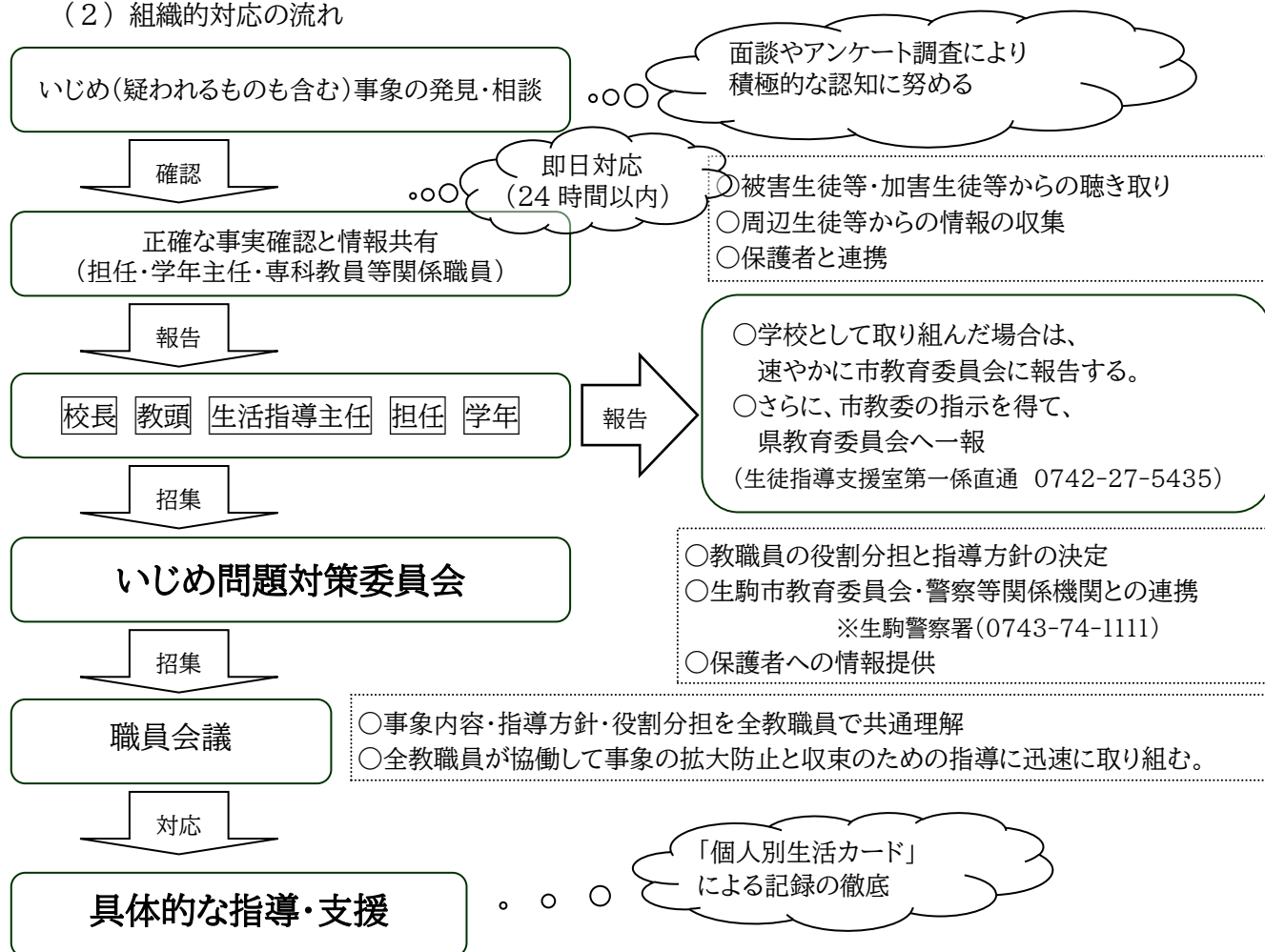
校長・教頭・当該学級担任・生活指導担当者
人権教育担当者・学年主任・教務主任・養護教諭等

※ 必要に応じてスクールカウンセラー、臨床心理士等の外部専門家の参加を願う。

いじめ問題に対する組織として、第一に学級担任が問題解決に取り組むとともに、学年、生活指導主任、教頭に報告相談する。問題の状況に応じて、いじめ問題対策委員会(教育相談委員会)を立ち上げ、問題解決に当たる。

いじめ問題対策委員会(教育相談委員会)は、教頭を中心として、当該学年、生活指導主任、人権教育担当教員、教務主任、および、校長によって構成し、状況に応じて、専科・養護の教員も加わることとする。校長は、最終的にこれを統括する。

(2) 組織的対応の流れ



報告・連絡・相談・記録を徹底しながら実施

被害者への支援

- 共感的に受け止める
- 伝えること
 - ・学校として「何としても守る」という姿勢
 - ・プライバシーの保護
 - 確認すること
 - ・身体の被害状況(診断書)
 - ・金品の被害状況
 - ・カウンセリングの必要性
 - ・警察への被害申告の意志
 - 留意すること
 - ・再発や潜在化
 - ・保護者への説明と保護者の考えの確認

加害者への指導

- 毅然とした態度で
- 伝えること
 - ・いじめは決して許されない行為であること
 - ・いじめられた側の心の痛み
 - ・自分の行為が重大な結果に繋がった
 - 確認すること
 - ・カウンセリングの必要性
 - 留意すること
 - ・加害者の心理的背景(ストレス・自己存在感等)
 - ・加害者が被害者になること
 - ・保護者との連携

友人・知人への指導・支援 (観衆・傍観者等)

- みんなを守るという姿勢
- 伝えること
 - ・いじめられた側の心の痛み
 - ・観衆や傍観者も加害者であること
 - ・プライバシーの保護
 - 確認すること
 - ・カウンセリングの必要性
 - 留意すること
 - ・観衆や傍観者が被害者になること

再発防止のための保護者・地域と連携した見守り

3

生駒市・県教育委員会への報告

(3) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。

年間計画作成にあたっては、児童への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。

○ 令和6年度 いじめ防止等に係る年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議研修	職員研修(いじめ対策の組織)	職員研修 子どもを見つめて	職員研修 子どもを見つめて	職員研修 「レジリエンス」		人権教育 公開授業研修
未然防止		縦割り活動 (たんぼぼタイム)	縦割り活動 (たんぼぼタイム) 人権教育授業 参観・懇談会	縦割り活動 (たんぼぼタイム)		縦割り活動 (たんぼぼタイム) 情報モラル学 習教室(6年)
早期発見	家庭訪問	いじめに関するアンケート	ストレスチェック	個人懇談		心と生活等に関するアンケート
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議研修		職員研修 子どもを見つめて			職員研修 総括 ・まとめ ・次年度計画	
未然防止	縦割り活動 (たんぼぼタイム) (運動会)	縦割り活動 (たんぼぼタイム) 人権講演会	縦割り活動 (たんぼぼタイム)	縦割り活動 (たんぼぼタイム)	縦割り活動 (たんぼぼタイム)	縦割り活動 (たんぼぼタイム)
早期発見			個人懇談 人権を確かめ 合うアンケート		学校評価等 保護者に向けた 振り返り調査	

3. いじめの問題への取組

(1) 未然防止

いじめの問題への取組は、多くの児童が被害者にはもちろん、加害者にもなった体験があるという事実から出発することが重要であり、早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取り組む。

○認め合い支え合う集団づくり

- ・「居場所」づくりと「絆」づくり
- ・「自己有用感」、「自己肯定感」を育む授業や学校行事等
- ・あいさつ運動など児童の自主的ないじめ防止等に関わる活動への支援
- ・縦割り活動「たんぽぽタイム」によるなかまづくり

○人権意識の高揚と豊かな心の育成

- ・人権教育の充実
- ・道徳教育の充実

○情報教育の充実

- ・情報モラル教育の推進
- ・フィルタリング利用と家庭におけるインターネット利用のルールづくり等の啓発

○児童の様子把握

- ・共感的児童理解
- ・子供を見つめての研修等

○保護者・地域・関係機関との連携

- ・保護者への啓発と情報発信
- ・人権教育研修部の取組（じんすい委員会）
- ・地域への情報発信と関係機関との連携

（２）早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われたりすることも多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わりいじめを積極的に認知する。

○情報の収集

- ・教職員の“気付く力”を高める
 - ※ 校内職員研修の実施
 - 校外で行われる研修会への参加
- ・児童等、保護者、地域からの情報収集
- ・休み時間等の校内巡視
- ・定期的な面談による情報収集（生徒等・保護者）
- ・アンケート調査の定期的な実施
 - ※ 児童へのアンケート調査の実施
 - 保護者へのアンケート調査の実施

○相談体制の充実

- ・いじめ相談窓口の設置（校内）
- ・いじめ相談窓口の周知（校外）

○情報の共有

- ・報告の徹底と、全教職員による情報共有
- ・要配慮生徒等の情報共有
- ・申し送り事項の確認と徹底

(3) 早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害児童を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害児童に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

(4) 再発防止

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に指導を行う。

4. 重大事態への対応

児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、

- ・速やかに生駒市教育委員会に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。
- ・なお、事態によっては、生駒市及び生駒市教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。必要に応じて警察等関係機関に連絡する
- ・事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会等の開催について検討する。
- ・マスコミ等の対応は管理職を窓口とする

5. その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。